

## 建設工事の入札に係る最低制限価格等の設定範囲の改定

### 1 概要

工事の品質確保とダンピング受注防止を図るため、最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格の設定範囲を平成31年3月に改定された中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルと同水準に改定する。

### 2 内容

(1) 最低制限価格制度(契約予定金額5億円未満の工事(総合評価落札方式を行う工事を除く。))

最低制限価格  
 <設定範囲>

項目	現 行	改 定 後
設定範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7から $\frac{10}{100}$ の9までの範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7.5から $\frac{10}{100}$ の9.2までの範囲

<算定式> (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

①最低制限基本価格

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.00001刻みの値

(2) 低入札価格調査制度(契約予定金額5億円以上の工事又は総合評価落札方式を行う工事)

ア 低入札価格調査基準価格

<設定範囲>

項目	現 行	改 定 後
設定範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7から $\frac{10}{100}$ の9までの範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7.5から $\frac{10}{100}$ の9.2までの範囲

<算定式> ①低入札価格調査基準価格(税抜き) ×消費税率等

①低入札価格調査基準価格(税抜き)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

イ 失格基準価格(※WTO案件に係る特別重点調査基準価格についても同様)

(7) 価格競争方式

<設定範囲>

項目	現 行	改 定 後
設定範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7から $\frac{10}{100}$ の9までの範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7.5から $\frac{10}{100}$ の9.2までの範囲

<算定式> (①失格基準基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

①失格基準基本価格

直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.00001刻みの値

(イ) 総合評価落札方式

<設定範囲>

項目	現 行	改 定 後
設定範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7から $\frac{10}{100}$ の9までの範囲	予定価格の $\frac{10}{100}$ の7.5から $\frac{10}{100}$ の9.2までの範囲

<算定式> ①失格基準価格(税抜き) ×消費税率等

①失格基準価格(税抜き)

直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

### 3 実施時期

令和2年1月1日以降、入札公告・入札通知を行うものから適用する。

## 測量・建設コンサルタント等業務の入札に係る最低制限価格制度の拡充

### 1 概要

業務の品質確保とダンピング受注防止を図るため、新たに地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に最低制限価格制度を導入する。算定式については、平成31年3月に改定された国土交通省の低入札価格調査基準価格の算定式と同水準とする。

### 2 内容

#### (1) 地質調査業務

##### 最低制限価格

<算定式> (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

##### ①最低制限基本価格

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.48

##### ②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.00001刻みの値

#### (2) 補償関係コンサルタント業務

##### 最低制限価格

<算定式> (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

##### ①最低制限基本価格

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費×0.45

##### ②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.00001刻みの値

### 3 実施時期

令和2年4月1日以降、入札通知を行うものから適用する。